

令和5年度 第1回

田原市都市計画審議会

会議録

令和6年3月26日

街づくり推進課



# 令和5年度第1回 田原市都市計画審議会

会議の日時	令和6年3月26日（火）14:15～15:55				
会議の場所	田原市役所 講堂（南庁舎6階）				
委員等の出席及び欠席の状況	<table><tr><td>委員等</td><td>審議会委員（別紙、出勤簿写しのとおり）</td></tr><tr><td>事務局</td><td>都市建設部：鈴木部長 街づくり推進課：鳥居課長、彦坂課長補佐兼係長、下村主査、 小谷主事補</td></tr></table>	委員等	審議会委員（別紙、出勤簿写しのとおり）	事務局	都市建設部：鈴木部長 街づくり推進課：鳥居課長、彦坂課長補佐兼係長、下村主査、 小谷主事補
委員等	審議会委員（別紙、出勤簿写しのとおり）				
事務局	都市建設部：鈴木部長 街づくり推進課：鳥居課長、彦坂課長補佐兼係長、下村主査、 小谷主事補				
事前説明事項	特になし				
会議に付した事項	諮問第1号 改定版田原市都市計画マスタープランについて 諮問第2号 田原市立地適正化計画について				
その他の報告案件	特になし				
会議資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・次第</li><li>・委員名簿</li><li>・配席表</li><li>・資料1（諮問第1号改定版田原市都市計画マスタープランについて）</li><li>・資料1-1（改定版田原市都市計画マスタープラン一部改定（案）【概要版】）</li><li>・資料1-2（パブリックコメントの結果及び対応の概要（改定版田原市都市計画マスタープラン））</li><li>・資料2（諮問第2号田原市立地適正化計画について）</li><li>・資料2-1（田原市立地適正化計画一部改定（案）【概要版】）</li><li>・資料2-2（パブリックコメントの結果及び対応の概要（田原市立地適正化計画））</li><li>・資料2-3（その他修正事項（田原市立地適正化計画））</li><li>・参考資料1（田原市都市計画審議会条例）、</li><li>・参考資料2（田原市都市計画審議会運営規程）</li></ul>				

## 令和5年度第1回田原市都市計画審議会

街づくり推進課長	<p>皆様、こんにちは。定刻となりましたので、資料の確認等を始めたいと思います。</p> <p>事務局の街づくり推進課長の鳥居と申します。</p> <p>本日は、お忙しいところ令和5年度第1回田原市都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前送付させていただいております資料といたしまして、「令和5年度第1回田原市都市計画審議会次第」「田原市都市計画審議会委員名簿」「資料1 諒問第1号 改定版田原市都市計画マスタープランについて」「資料1－1 改定版田原市都市計画マスタープラン一部改定（案）【概要版】」「資料2 諒問第2号 田原市立地適正化計画について」「資料2－1 田原市立地適正化計画一部改定（案）【概要版】」「参考資料1 田原市都市計画審議会条例」「参考資料2 田原市都市計画審議会運営規程」「令和5年度第1回田原市都市計画審議会（協議会）次第」「資料3 田原4区の市街化編入に関する資料」「資料4 地区計画の変更（案）」</p> <p>そして、本日の配布資料としまして、「配席図」「資料1－2 パブリックコメントの結果及び対応の概要（改定版田原市都市計画マスタープラン）」「資料2－2 パブリッ</p>
----------	---

	<p>コメントの結果及び対応の概要（田原市立地適正化計画）」「資料2－3 その他修正事項（田原市立地適正化計画）」を御用意させていただきました。</p> <p>以上でございますが、不足資料などございましたら、お申し出ください。</p> <p>本日は、愛知県東三河建設事務所の村田委員が欠席となっております。出席人数はただいま7名、古川委員がまもなく出席するということで、おそらく8名になります。委員の2分の1以上が出席しておりますので、本会議は成立致しました。</p> <p>只今から審議会を開催させていただきます。</p> <p>次第に移る前に、今年度新たな委員になられた方がいらっしゃいますので、御紹介を事務局でさせていただきます。</p> <p>田原中部校区コミュニティ協議会会长の今泉隆一様です。</p> <p><b>今泉委員</b> 今泉です。よろしくお願ひします。</p> <p><b>街づくり推進課長</b> 農業委員会会长職務代理の河合幹雄様です。</p> <p><b>河合幹委員</b> 農業委員会職務代理の河合です。よろしくお願ひしま</p>
--	---

	す。
<b>街づくり推進課長</b>	本日欠席となっていますが、愛知県東三河建設事務所企画調整監村田卓則様です。
<b>浅野会長</b>	<p>それでは、次第に沿いまして進めたいと思います。はじめに、審議会の浅野会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆様あらためましてこんにちは。会長を務めさせていただいております、豊橋技術科学大学の浅野でございます。</p> <p>本日は今年度1回目の田原市都市計画審議会ということでございますが、年度末の大変お忙しい中、雨もすごく降っていて足元も悪い中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。本日の案件は諮問案件ということで、マスタープランと立地適正化計画。立地適正化計画は、名前は違いますが実質マスタープランの一部になっています。田原市の都市計画を進めていく中で20年ぐらいを見据えていますが、今後を考えるうえでしっかりと審議していきたいと思います。計画の改定委員会の方でもやっていきますので、最終的な資料ということでよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<b>街づくり推進課長</b>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議会におきましては、田原市都市計画審議会条例第7</p>

	<p>条第2項の規定により、議長は会長が務めることになつてございますので、以後の審議につきましては浅野会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ここからは議長である私が進行を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、田原市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者は今泉委員にお願いしたいと思います。初めてではありますが、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは審議会の次第に沿いまして、諮問第1号「改定版田原市都市計画マスタープランについて」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、諮問第1号「改定版田原市都市計画マスタープラン」について説明させていただきます。街づくり推進課の彦坂と申します。諮問第1号「改定版田原市都市計画マスタープランについて」説明させていただきます。</p> <p>諮問第1号は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を改定したいので、田原市都市計画審議会条例第3条第1項第2号の規定に基づき、田原市都市計画審議会に諮問するものになり</p>

ます。

説明資料ですが、右上に資料1、資料1-1、資料1-2と書かれた資料になります。資料1の計画改定案につきましては、学識経験者、各種団体、交通事業者、行政機関から市長が委嘱した委員13名で構成されます「田原市都市計画マスタープラン等改定委員会」において協議検討を行い、作成したものになります。現計画からの主な変更点を赤字、計画内容や変更点の特に重要な部分を黄色のマークで表示しておりますが、今回変更点が非常に多いことから、時間の都合上、本日は、資料1-1の概要版を中心に説明させていただきます。

それではお手元の資料1-1を御覧ください。

はじめに、1頁計画の一部改定の背景について御説明させていただきます。令和5年度の「第2次田原市総合計画」及び「改訂版田原市人口ビジョン」の策定に伴い、新たな将来人口の見通し等が示されたこと、また、「田原市立地適正化計画」において近年の洪水等の被害想定を踏まえた防災指針が作成されたこととの整合を図るため、都市計画マスタープランの一部改定を行うこととしたものであります。計画の理念や目標などの方向性や、目標年次は基本的に変更せず、第2次田原市総合計画との整合性を図りながら、現況に合わせた見直しを行っております。続きまして、計画期間になります。計画期間は、現計画と同様に、平成28年度から令和17年度までの20年間となって

おります。続きまして、都市づくりの理念に移ります。都市づくりの理念は、「街と町をつなぎ 豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ」です。本市の街（市街地）は、すでに比較的コンパクトに形成されていることから、今後の本市の都市づくりは、市街地と集落を効率的につなぐ、コンパクトプラスネットワークを構築するとともに、それぞれの個性を活かすことで活力を創造し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指すというものになっております。田原市の都市づくりの方向いたしましては、5つの項目で都市づくりの方向を示しています。一つ目といたしまして、「4つの市街地の役割分担」、それぞれの市街地の特性や役割を意識した都市機能の維持・充実を図るというものです。二つ目といたしまして、「市街化調整区域の集落への対応」、こちらは、人口減少、高齢化が著しく進むと予測されていることから、地域の個性を活かしながら、まとまりのある集落形成を図るというものになります。三点目は「道路軸の活用」、こちらは、本市の多くの集落、市街地が分布している国道42号、国道259号、主要地方道豊橋渥美線を骨格軸とし、他地域とつなぐ道路、市街地間を結ぶ道路、市街地と集落を結ぶ道路とが連携したネットワークを構築するというものになっております。四つ目は、「多様な交通体系の活用」、こちらは、鉄道、バス、自動車、自転車、歩行などを組み合わせた交通体系を形成し、だれもが効率的に移動できる

都市を構築するというものになります。最後に五つ目ですが、「鉄道駅周辺の土地利用」で、移動の利便性の高い鉄道駅周辺において、すみません、誤字を一点訂正させていただきます。記載が「居住の促進を促進し」となっておりますが、「の促進」を削除させていただきます。居住を促進し高齢者をはじめ誰でも暮らしやすいまちづくりを図るというものです。

それでは裏面の2頁目をご覧ください。都市づくりの理念と方向に基づいて設定された都市づくりの目標は、「地理的条件を克服する広域ネットワークづくり」、それから「地震・津波、風水害等の災害に対応した安心・安全な都市づくり」、「地域特性を活かした拠点にふさわしい市街地（街）づくり」、「将来も持続可能な集落（町）づくり」、「渥美半島の豊富な地域資源を活かした観光・交流づくり」、「住民等が主体となって進めるまちづくり」の6つになっておりますが、2つ目の目標に赤い字で表記しておりますとおり、今回の計画におきましてここのところに「風水害等の」を追加しています。続いて、将来人口及び将来の市街地の考え方になります。目標年次における将来人口は、改訂版田原市人口ビジョンとの整合性を図り、目標年次である令和17年度の将来人口を、現計画の61,384人から修正いたしまして、51,237人に設定しています。続いて、将来の市街地の考え方ですが、住宅地の考え方につきましては、今回の計画改定における一番のポイ

ントになりますので、詳しく説明させていただきたいと思います。現計画では、61,384人の目標人口の達成に向けて、市内への転入促進と市外への転出抑制による社会移動の受け皿といたしまして、田原・赤羽根・福江市街地で対応することとし、特に利便性の高い田原市街地にて、赤羽根と渥美地域の市街化調整区域から流出する大半の人口約5,000人を受け入れるといった人口フレームを設定していました。この人口を田原市街地の低・未利用地では受けきれないということで、神戸駅周辺の天白・梅畠地区を市街地拡大候補地として位置付けておりました。今回、計画改定にあたり将来人口が51,237人まで下がったことで、市街地拡大検討の記載ができない状況となっていましたが、都市計画マスタープラン等改定委員会で検討したしました結果、愛知県から「田原市は市街化調整区域の津波等の災害リスクが高い地区に住んでいる人達の受け皿として、市街地拡大を検討する必要があるのではないか」との御意見をいただけたことから、今回の計画改定においても、田原市街地に隣接する天白・梅畠地区、それから福江市街地に隣接する古田地区を、資料1の95頁、136、137頁に記載いたしましたとおり「市街地編入候補地」というかたちで、地域別構想に位置付けることしました。

それでは、資料1－1を続けて説明をさせていただきます。2頁下段、産業用地をご覧ください。工業用地において

では、現計画において、未操業地における企業の進出・操業を図ることとしていますが、「企業の進出状況により工業用地不足の対応が必要となった際には、新たな工業団地の整備を検討する」ということを今回の計画改定で追加して盛り込んでおります。

続きまして3頁目をご覧ください。こちらは将来の都市構造になります。はじめに拠点配置の方針についてです。拠点配置の方針として田原市では7つの方針を定めております。田原市街地を都市拠点、福江市街地を準都市拠点、赤羽根市街地を市街地拠点として定めています。また、臨海市街地を産業集積拠点として定めるとともに、観光資源としてのポテンシャルが高い伊良湖岬周辺を伊良湖交流拠点、サンテパルクたはら、太平洋ロングビーチなど、それからその周辺を観光・交流拠点として定めています。なお、伊良湖交流拠点については、都市計画法第34条第2号の運用に係る田原市観光開発計画と整合を図るため、今回の計画改定で区域を広く変更しており、資料右下に将来都市構造図の記載があるかと思いますが、こちらの将来都市構造図の紫色の点線で囲んだ部分が、その区域となっております。また、観光・交流拠点についても、新たに旧花の村や仁崎キャンプ場を加えるように区域のサイズを変更しております、将来都市構造図の水色の点線で囲んだ部分がその区域となっています。最後に、コミュニティ拠点ですが、こちらは市民館を中心として、それぞれの特

色を活かした地域主体のまちづくりを計画的に推進する拠点ということになっています。

続いて、3頁右側のネットワーク形成の方針をご覧ください。本市のネットワーク形成の方針は、広域連携軸、都市間連携軸、市街地間連携軸、鉄道軸の4つの軸から構成されております。広域連携軸のうち、赤字で記載しております「三遠伊勢連絡道路」につきましては、現計画においては（伊勢湾口道路）と表記しておりましたが、国土交通省中部地方整備局が令和3年3月に策定した「新広域道路交通計画 中部ブロック版」において、田原市から伊勢湾を横断し、三重県伊勢市の志摩半島に至る高規格道路としての役割が期待される構想路線として位置付けが変更されたことから、道路の名称と位置をそれぞれ変更しております。同じく赤字で記載しております「渥美半島道路」についても、新広域道路交通計画において新たに構想路線として位置付けられたことから、この渥美半島道路を広域連携軸に追加するとともに、下の将来都市構造図に渥美半島を横断する大きな丸で道路の位置を示しています。続いて、市街地間連携軸の変更点ですが、現計画において「（仮）国道259号バイパス」としていた路線を「（仮）大久保高木線」に名称を変更するとともに、「（仮）大草白谷線」を削除する代わりに、南北の新たな連携軸として「（都）（仮）田原駅前通り線」を市街地間連携軸として新たに位置付けを行っております。

続いて4頁目をご覧ください。土地利用の方針のうち、市街化区域の土地利用の方針ですが、主な変更点といたしまして、中心市街地の形成に関する方針のところ、下段を御覧ください。中心市街地の形成に係る方針を「低・未利用地を活用しながら中心市街地活性化を図ります。三河田原駅周辺とシンボルロードである田原駅前通り線沿線を一体的に賑わいの創出を図ります。「花のまち」や「旧城下町」など本市の特徴を生かした景観形成を図り、まちなかの魅力向上を目指します」という内容に変更しています。

続いて4頁右側の、市街化区域の土地利用の方針に関する主な変更点について御説明させていただきます。先ほど2頁目でご説明いたしました「市街化区域の隣接地における市街化区域編入の検討」をこちらの項目に追加とともに、集落の維持に向けて優良田園住宅制度等の活用を検討することを新たにこちらの方針に追加しています。少し飛びまして右下の防災に関する土地利用の方針としていたものを、「津波・洪水・高潮に関する方針」ということで改めまして、比較的発生頻度が高く、大きな被害をもたらすとされるL1規模の災害への対応、それから発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらすとされるL2規模の災害への対応をそれぞれ定めております。

続きまして、5頁目に移ります。5頁は都市施設整備の

方針になります。都市施設整備の方針のうち、都市計画道路の整備方針について説明させていただきます。都市計画道路の整備方針ですが、現計画において、南北を通る神戸蔵王線が見直し候補路線として位置付けている大草豊島線にタッチするまでの区間、都市計画道路見直し方針図の中央あたりに赤丸で表示した区間になりますが、この区間が決定済路線として記載されていたものを、今後、都市計画道路の見直しを進めていくのに向けて、この区間を見直し候補路線としての位置付けに変更しています。

続きまして、5 頁目の右側の部分になります。公園緑地の方針、河川・下水道の方針、その他都市施設の方針について、それぞれ赤字で記載してあるとおり、現在の施策状況に合わせて記載内容の見直しを図っています。以上が都市計画マスタープラン第 1 部全体構想、資料 1 の 69 頁までの主な変更点の概要となります。資料 1 の 71 頁以降の第 2 部地域別構想については、田原地域、赤羽根地域、渥美地域の各地域に今回の全体構想の変更内容を反映させております。

続きまして、資料 1-2 をご覧ください。今回の計画改定にあたりまして、令和 6 年 2 月 16 日から 3 月 18 日までの約 1 ヶ月間、パブリックコメント制度による意見募集を行っており、実施の結果、4 名から 15 件の意見が提出されました。資料には各意見に対する市の考え方を記載しておりますが、このうち、計画を変更した項目のみ説明さ

せていただきます。

はじめに質問 No. 1 でございます。27 頁に記載の中部ブロック広域道路ネットワーク計画図を最新版に差し替えるべきとの御意見を受けまして、最新版の計画図に差し替えております。資料 1-2 の 5 頁目以降に、今回変更をかけたページが記載しております。少しちゃくっていただきますと、27 頁に変更後の資料を付けさせていただいております。こちらの頁に赤枠で囲んだ図を、最新の図に差し替えております。また、図の説明文を「令和 5 年 4 月 1 日時点」に改めております。続いて、質問 No. 2 としまして、38 頁の都市施設の課題の防災の課題の中に、狭あい道路の解消を記載してほしいとの御意見がございました。狭あい道路の解消については、37 頁の都市施設等の課題の①道路の課題としてすでに記載してきましたが、今回の意見を受けまして、資料 1-2 の 6 頁目、計画書でいいますと 38 頁の部分に記載してございますが、防災の課題としても追記することといたしました。続きまして、資料 1-2 の 3 頁目をご覧ください。質問 No. 11 といたしまして、地域別構想の各地域に記載された観光資源等の地域資源の分布状況図における保安林の記載に関する御意見がございました。この質問事項に対しましては、保安林というものが土砂災害の防止等を目的とするもので、観光・交流の要素となる資源にあたらないものであると判断いたしましたので、資料 1 の 87 頁と 109 頁に記載した観光

	<p>資源等の地域資源の分布状況図から保安林に関する記載を削除することといたしました。以上が、パブリックコメントでの意見を踏まえて、資料1の計画改定案を変更した部分の説明になります。</p> <p>以上で、諮問第1号「改定版田原市都市計画マスタープランについて」の説明とさせていただきます。</p>
<b>浅野会長</b>	<p>ありがとうございました。諮問第1号の改定版田原市都市計画マスタープランについて概要版で要点をまとめて説明がありましたが、御意見や御質問がございましたら発言をお願いいたします。</p>
<b>太田委員</b>	<p>パブリックコメントにはなかったのですが、質問番号12番に赤羽根地区の都市公園の話がありましたが、都市公園の基準が書いてあったと思うけども、赤羽根の現状、新しく作った公園はどうですかね。人口に対してこれだけあったらいいなとかありますか。</p>
<b>事務局（鈴木）</b>	<p>都市公園については、街区公園だとか近隣公園だとか、総合的な公園という公園にも色々な位置付けがあります。その中で街区公園については近隣の居住者のための公園、近隣公園についてはもう少し広いもの、そういう位置付けがあります。例えば市街地全体に対しての基準は都市公園としては、どの人口の中でどれだけといった定めはな</p>

	く、ただ一方で田原市の方では都市公園条例というのも設けておりまして、そのなかで人口一人当たり $10\text{ m}^2$ を公園整備の目標とするといった目標値は定めています。総合的な目標値は持っていますが、個別のエリアに対して個々個別に目標をどれだけの面積を配置するといった基準は設けていません。
太田委員	説明については分かりましたけれども、個々ではなく全体を考えるということですと何とも言えないですが、まだまだ少ないような気がします。
浅野会長	赤羽根地区で都市計画公園はこうかもしれないが、実際に開発行為でできた公園はありますか。
事務局（鳥居）	あります。
浅野会長	そういうのを含めて一人当たりの $\text{m}^2$ 数というのは目標値の話もあるが、一概に街区公園とは言い難い。ここに書いてあるように参考意見という話かなと思います。
事務局（鳥居）	会長のおっしゃるとおりでございまして、赤羽根にも西に公園があり、農村公園、その他の公園もあります。確かに都市公園だけでは目標値に達しておりませんが、田原市内のそのような公園を足すと目標値に達しております。ま

た、この街区公園というところの都市公園、新笹公園も基本的には街区です。基本的には新しく開発したところに住まわれる人のための公園というのが基本で、周りにいる赤西の方が来ていただければといった位置付けになっております。

浅野会長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

田原市は市域が広いので、いろいろと膨大になる。知多半島だとかはいくつもの自治体が入っている中で、渥美半島はひとつの自治体になっている。

計画本編の方も説明は概要版でしていただきましたが、現状版と比べて変わったところは赤字で、特に重要な部分は黄色をつけているため、大変分かりやすくなっていると思います。内容的には後で説明があります立地適正化計画で変わっていること、最初の最近作った人口ビジョンを反映していることと、人口ビジョンが変わりましたので将来の市街化編入していくのかの話もありました。本編の4頁、計画の校正がありまして第1部は全体構想、第2部は地域別構想で、第3部は地区別構想となっております。通常のマスタープランですと、全体構想・地域別構想の2段階しかないのですが、田原市の場合は調整区域の面積は9割、人口の6割が調整区域であり役割が重要なので、地区別構想をフレームとして載せているところではあります。この部分のフレームは前回のマスタープランには入れて

	<p>いただいていますが、まだモデル的に計画が一つもできていないことが課題です。検討委員会でも言わせていただきましたが、今回のマスターplanでも先ほどの説明にもあったとおり、調整区域の集落が非常に重要だということがありました。ぜひ、そのあたりを進めていただきたいです。</p>
河合利委員	<p>前に説明があった件ですが、道路計画ということで概要版の5頁で、赤線が途中で消したという話ですが、当初住宅整備計画があってそれが無くなつたから消したということですか。なくなると結構大きいと思う。</p>
事務局（鈴木）	<p>今の神戸蔵王線の南側の延伸部分の見直しについては、住宅開発というよりも都市計画道路の見直し作業をしている中でのものです。神戸蔵王線がタッチする都市計画道路大草豊島線があります。都市計画道路大草豊島線は実際には県道大草豊島線がそれに平行して既設の道路が走っており、長年都市計画道路大草豊島線の位置付けがありましたが、県道大草豊島線がその機能を代替しています。その都市計画道路大草豊島線から県道大草豊島線を除いて都市計画道路を作っていくのかとの議論の中で、これは代替機能が十分県道にあるのではないかとの見直しをしております。愛知県とも調整を進めていますが、実際には都市計画道路神戸蔵王線の南側の部分については、都市計画道路大草豊島線へのタッチではなく、現道の県道大草豊</p>

	<p>島線にタッチする方が現実的な将来の道路構想ではないかとの見直しをさせていただいております。</p> <p>河合委員の言われた、住宅開発の見込みに基づいて構想図から外した所は、左側に赤い線があると思いますが、前のマスタープランで構想路線として大草と白谷を結ぶラインとして考えていました。これはなぜかというと、衣笠のエリアについて昔区画整理の構想があり研究会を立ち上げていたからです。その関係で、衣笠のエリアの区画整理の中に東西を結ぶ軸となる道路が必要ではないかということでこの構想道路を考えていきましたが、現実人口フレームの問題や過去に衣笠の地権者と研究をした中で、衣笠周辺の新市街地の構想が現時点ではないだろうということで、この白谷と大草を結ぶラインの上の部分を消させていただいたというわけです。</p>
宮川委員	今年1月に能登の大地震が起きて、能登の状況と渥美半島の状況はかなり似ていると感じました。これを読ませてもらって、あれだけの地震が起きると液状化で福江地区は全滅すると思います。そうすると、渥美で言うと江比間のあたりも崖が崩れると思う。何十年も住んでいて結構崩れることが多い。白谷の海岸沿いもおそらくやられるのではないか。能登の大地震を教訓としてこれを考えた時にどうなのか。道路を作るのはいいが、起きた時に伊良湖の方が孤立してしまうのではないか、中山の方の建物が全部崩壊

	<p>して、福江で言うと下地辺りは低いので道路が駄目になる。そうなってしまうと、道路がないと中々物資が届かない。それを考えないとこれから計画を立てた時に大地震の教訓を活かしてもう一度考えないといけないと僕は思いました。</p>
<b>事務局（鳥居）</b>	<p>ありがとうございます。5頁にありますように、宮川委員が言われたことについても、交通施設の方針ということで道路種別の整備方針等ございまして、救急医療搬送の高速化だとかを踏まえて考えております。また、先ほどお話をしたように調整区域の地震の時、特にそのまま住むことが不安だということを踏まえて、例えば古田地区もしくは天白・梅畠地区で田原の駅周辺で高い所に緩やかに誘導できればということで取り組んでいますので、よろしくお願ひします。</p>
<b>宮川委員</b>	<p>それもそうだが、高台に移るかどうかすごく心配です。誰も移らないと思う。みんな年をとっているので、誰が移るのかなと思う。私のところもおそらく耐震をしても駄目だと思う。なぜかというと砂地だからです。いくら耐震してもつぶれると思う。福江の人たちへ高台の古田の方へ行けと言った時に、お祭りや店のこともあるし誰が移るかないと考えた時に無理だなと感じます。福江の地区はとりあえず下敷きにならないようにと考える、それしかないかなと</p>

思う。私も含めてほとんどの人が後継ぎがない。住んでいるのは年寄り2人ばかりですので、家を建てることもなく心配です。せっかく立派な計画を作ってくれたのに、マイナスなことばかり考えてはいけないけど。実際、中山もいろいろな情報が入ってきますが、本当に小学生が少ない、空き家ばかりで、そんな情報が入ってきて、どうなるのかなと渥美に住んでいる私からしたら不安です。

浅野会長

総合計画やまちひとしごとでも耐震改修の進み具合については、田原市は愛知県下では低いので、それについても力を入れていくとの話もありました。都市計画はどちらかというと長期的に見て災害に強い対策をとっていくが、応急処置的なところでは、先ほど3部構成になっているとの話もしましたけども、集落の拠点・校区の中心のようなところに防災部分をまとめていく、宮川さんがおっしゃられたように個々の家の地入れ策に対応せざるを得ない。田原市だけではなく全国的にも同じように、過疎化のところに地震が起こると一気に過疎化が進んでしまう。そうならないように事前復興的な取り組みであるとか、なかなか現実的には難しいが移住移転みたいな施策もできる人は受け皿となるような施策を準備しておくことが大事です。田原市のマスタープランにも一部にはそのようなところも書いている。ただ、液状化に関しては調査されていないですよね。

事務局（鈴木）	液状化区域は出しています。
浅野会長	地図調査ですか。
事務局（鈴木）	はい。
浅野会長	サウンディングはしていない？
事務局（鈴木）	サウンディングはしていないです。
浅野会長	地図調査レベルで実際にはどうなっているのか分から ないですね。長期的な課題でこれから立地適正化計画に出 てきます。
事務局（鈴木）	先ほどの件で、まず道路の件について、今259号が第 一次緊急輸送道路になっており、42号が第二次緊急輸送 道路になっております。ですが、259号の関係では液状 化のおそれや津波のおそれもあることが分かっており、今 回の能登のようなものが起こった時に、緊急輸送道路とし てどのように展開していくかという中では、中部地方整備 局の中では、42号を中心に入っていき、そこから裏（市 街地）までいくようになっています。宮川委員がおっしゃ っていただいたとおり、今回の能登半島地震はかなり大き

	<p>なインパクトがあり、我々も能登半島の状況と渥美半島とを照らしたらどうなるのか、外部想定ですが比較検討はしています。いずれにても、現在の259号のレベルでは液状化やがけ崩れ全てに対応できるものではないので、そういういたうえでも渥美半島道路の早期実現を目指すといったアプローチで構想路線である渥美半島道路の動きを加速させていこうとしております。実際に地震発生までに間に合うのか間に合わないのかどうかは分かりませんが、考え方としてはそのように動いていこうと考えています。</p> <p>それから耐震化の関係では、浅野会長も触れていただきましたが、来年度の予算の中で補助金を上乗せして家屋の耐震化の促進を図っていこうとしております。能登半島地震を見ても、倒壊家屋による死亡が多くありますので、まずは建物につぶされて亡くなる可能性を少しでも減らすことを目標にしておりますのでよろしくお願いします。</p>
<b>河合幹委員</b>	<p>概要の4頁で右側の市街化調整区域の土地利用の方針の中の、集落の維持に向けて優良田園住宅制度等活用を検討しますということで、実際この制度があって運用はされている地区があるということですか。</p>
<b>事務局（鳥居）</b>	<p>県内では豊田市が設けている制度だと思います。こちらが調整区域であっても300m<sup>2</sup>以上の優良な場所、区域を指定した中での話ですので、調整区域全てにそういったも</p>

	のが建てられるわけではありません。我々が検討検証した中で、3部構成になっている校区単位でやるのか、市が指定していくのかこれから検討していきます。そういういった優良物件があるのかどうかも含めて検討し、少しでも集落に住んでいただけるような工夫をしていければと考えています。
河合幹委員	そうしますと、3部構成の中に集落拠点づくりが入っていく中で、こういった制度等を大いに活用していくということですか。
事務局（鳥居）	どういった優良物件があるのか、できる可能性があるのかも調整しながらやっていきますので、どこの場所がというのもこれから検討してまいりますのでよろしくお願ひします。
河合幹委員	はい。ありがとうございます。
浅野会長	その他、よろしいでしょうか。では御意見がないようでしたら、原案のとおりで御異議はございませんでしょうか。
全委員	<異議なし>
浅野会長	ありがとうございます。

	<p>では原案に基づいて処理させていただきます。</p> <p>続きまして、諮問第2号「田原市立地適正化計画について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（彦坂）	<p>諮問第2号「田原市立地適正化計画について」説明させていただきます。</p> <p>諮問第2号は、都市再生特別措置法第81条第17項の規定に基づきまして、立地適正化計画を改定したいので、同条第22項の規定に基づき、田原市都市計画審議会に諮問するものでございます。説明資料は、右上に資料2、2-1、2-2、2-3と書かれた資料になります。諮問第1号と同様に、資料には現計画からの主な変更点を赤字や赤下線、計画内容や変更点の特に重要な部分を黄色のマーカーで表示していますが、資料2の162頁から227頁の第6部防災指針については、今回の計画改定で新たに追加した内容であることから、赤字表記となっておりませんので御注意ください。諮問第2号についても、資料2-1の概要版を中心に説明させていただきます。</p> <p>それでは資料2-1をご覧ください。はじめに、立地適正化計画の改定の背景ですが、こちらは先ほど御説明しました都市計画マスタープランと同様の背景となっていまので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>続いて、立地適正化計画に定める事項等についてです。現計画で定めている、計画の区域、居住誘導区域、都市機</p>

能誘導区域、誘導施設に加え、新たに、災害リスクの分析と課題の抽出、防災・減災対策の取組内容等を示す「防災指針」を定めています。次に目標年次ですが、こちらは都市計画マスタープランと同じ令和17年度までとしています。

続いて頁右側をご覧ください。立地適正化計画における課題とまちづくりの目標になります。都市の将来像は、都市計画マスタープランの理念を踏襲し、「街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ」としております。5つの課題に対し、資料に記載のとおり「地域にふさわしい都市機能の配置・誘導による拠点(市街地づくり)」、「集落から拠点(市街地)に気軽にアクセスできるまちづくり」、「災害等に対応した安心・安全なまちづくり」、「歩いて暮らせる健康的で魅力的なまちづくり」の4つのまちづくりの目標を定めています。続いて、居住及び都市機能の誘導方針です。居住の誘導方針に記載してありますとおり、本市の立地適正化計画では「無理に集落に居住している人を市街地に居住誘導するものではなく、生活利便性の高い市街地を形成することで、市内外から緩やかな居住誘導を図る」ということが主な方針となっております。また、現計画においては、田原市街地を中心拠点、赤羽根市街地と福江市街地を地域拠点として位置付けていましたが、今回の計画改定に合わせて、拠点の名称を都市計画マスタープランに統一しまして、それぞれの市街地を都市拠点、市

街地拠点、準都市拠点という名称に変更しています。

続いて裏面2頁目をご覧ください。居住誘導区域の設定についてですが、居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう設定する区域のことになります。災害が発生する危険性の高い区域などを除外区域としています。続いて、居住誘導区域に含めるかどうか慎重に判断すべき区域の変更点について御説明します。現計画策定時に被害想定が示されておりました「津波浸水想定区域」については、居住誘導区域に含めることで、現計画において既に判断を終えておりますが、現計画策定後に示された「高潮浸水想定区域」と「洪水浸水想定」についても、今回の計画改定において新たに居住誘導区域に含めるかを判断しております。高潮浸水想定区域については、災害情報として浸水深が示されており、想定最大規模L2、発生確率といたしましては500年から数千年に一度程度の確率で発生する高潮の被害想定を基に、こちらの区域に含めるかどうか判断しています。洪水浸水想定については、災害情報として浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域がそれぞれ示されており、こちらも想定最大規模L2、発生確率といたしましては、千年以上に一度程度の確率で発生する大雨等による被害想定を基に判断しています。資料に記載のとおり、高潮、洪水についても、津波と同様に居住誘導区域に含め

る区域とする判断をしておりますが、この判断に際しましては、今回作成した防災指針における災害リスクの分析等を基に行っておりますので、後ほど6頁目以降で詳しく説明させていただきます。

以上の判断結果を踏まえた居住誘導区域と都市機能誘導区域を3頁目、4頁目にそれぞれ記載しております。これらの区域について、わずかではございますが範囲を変更していますので、補足説明させていただきます。現計画において、急傾斜地崩壊危険箇所と土石流危険渓流という2つの災害危険区域を居住誘導区域から除外していましたが、令和元年度末に国主導による土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査が一通り完了し、国からは、これまで使用していた急傾斜地崩壊危険箇所と土石流危険渓流は令和6年度からは使用しないこととする通知があったことから、今回の計画改定に合わせて除外区域の見直しを行ったという点がございます。なお、災害が発生する危険性が高い区域につきましては、今後、変更や追加があった時点で、この計画の居住誘導区域の設定に反映させることとしております。

それでは、5頁目の防災指針をご覧ください。防災指針とは、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び誘導を図るための防災に関する機能の確保に関する指針とされているものです。本市では、市街化調整区域に人口の約6割が居住しているこ

とから、居住誘導区域のみならず市域全体における災害リスクを防災指針の中で評価し、それを踏まえて実施する防災・減災対策を防災指針に示すこととしています。災害リスクの分析については、災害ハザードの情報と都市の情報を重ね合わせたうえで、資料に記載の①から④の視点から災害リスクを分析しています。これらの視点のうち、④の「垂直避難することができるか」を御覧ください。洪水等により市街地の浸水が想定される際に、建物内で一時的に浸水しない階等に垂直避難することができるかという視点による分析を行っておりまして、着目する浸水深として、高潮と洪水については、2階部分が浸水する可能性が高まる「浸水深3m以上」と床上浸水のおそれがある「浸水深0.5m以上」に着目することとなっています。また、津波浸水については、家屋への影響が多くなる「浸水深2m以上」と、人的被害が生じ始める「浸水深0.3m以上」に着目することとなっています。また、浸水継続時間と避難生活環境について、一般的に備蓄品は災害発生時から72時間分を用意することが望ましいとされていますが、本市においては浸水継続時間が72時間を超える箇所は存在しておりません。

続いて6頁をご覧ください。こちらは、先ほど2頁目で説明しました居住誘導区域の設定の際に用いた分析結果になります。はじめに、6頁の洪水による浸水被害について説明させていただきます。想定最大規模L2における田

原・福江市街地の浸水深はいずれも3m未満で、2階の床高に概ね達しないことから、適切な避難行動により対応が可能と考えられます。続いて浸水継続時間についても先ほど御説明いたしました72時間を超える箇所は存在しません。最後に家屋倒壊等氾濫想定区域については、7頁に地図が記載してありますが、田原市街地の汐川等や福江市街地の免々田川の隣接地で河岸浸食による家屋倒壊のおそれがありますが、L2災害の想定が、千年以上に一度程度の発生頻度であることに加えまして、当該範囲が概ね生活利便性の高いエリアに位置しているといった状況を勘案した結果、ソフト・ハードによる防災・減災対策を実施するなかで家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含める区域としております。

続いて8頁をご覧ください。こちらは高潮による浸水被害です。想定最大規模L2における田原・福江市街地の浸水深は、洪水と同様に概ね3m未満であることから居住誘導区域に含める区域として判断しております。

9項目の津波による浸水被害は、現計画においてすでに居住誘導区域に含めることとしておりますので、説明は割愛させていただきます。

10項目を御覧ください。土砂災害による被害想定で、こちらも現計画において既に判断されている内容になりますが、田原・臨海・福江市街地の土砂災害特別警戒区域については、居住誘導区域に含まないこととされている除

外区域に該当することから区域から除外しています。また、土砂災害警戒区域についても慎重に判断した結果、区域から除外することとしています。

続いて 11 頁目をご覧ください。こちらに記載した災害リスクの分析結果は、資料 2 の計画改定案 162 頁から 217 頁までに防災指針の中で分析した結果をまとめたものになりますが、今回は説明を割愛させていただきます。

12 頁をご覧ください。こちらは防災・減災対策を取りまとめたものになります。防災・減災対策は、災害リスクの回避と災害リスクの低減に分類するとともに、災害リスクの低減についてはハード・ソフト対策に分類して取組を進めてまいります。災害リスクの回避は、居住誘導区域からの除外、居住誘導区域での届出制度による居住誘導、災害リスク情報の積極的提供による居住誘導の 3 点です。災害リスクの低減については、これまで本市の各種計画に位置付けてきた防災・減災対策に新たな対策を加えておりますので、そのうち主な対策を説明させていただきます。はじめに、風水害による災害被害の低減に向けた施設整備の 6 項目目、「田原市公共下水道事業全体計画の見直し」で、この見直しに合わせて内水対策の検討を進めるというものです。続いてソフト対策のハザード認知の向上として、先ほどの対策にも関連します 3 項目目の「内水ハザードマップの作成」です。次に避難体制の整備の 3 項目目「家屋倒壊等氾濫想定区域における避難指示等の設定」です。こ

ちらは想定最大規模の洪水の発生が予想された際に、家屋倒壊等氾濫想定区域から、垂直避難ではなく直接区域から逃げるといった具体的な避難指示を出すことを、本市の防災のマニュアルに追加したもので、こういった対策をソフト対策として講じることを計画に位置付けております。以上が防災減災対策についての説明となります。

続きまして 13 頁をご覧ください。こちらは都市機能誘導区域内に設定する誘導施設をまとめたものです。左側は令和 5 年 4 月 1 日現在の都市機能の立地状況をまとめたもので、( ) 内には平成 30 年 4 月 1 日時点の店舗数や施設数を記載しております。現計画からの変更点として、③の商業施設を御覧ください。近年各市街地で急速に出店が進んでおり、食料品や日用品などを取り扱っているドラッグストアを、また、⑤の子育て支援施設には親子交流施設をそれぞれ追加しております。

13 頁右側をご覧ください。こちらは各拠点の都市機能誘導区域における誘導施設の設定状況になります。現計画からの変更点として、②の教育施設に、現在、福江市街地において、学校プールの集約化を含め多世代が交流できる複合施設の建設に関する検討を進めていることから、新たに誘導を図るべき施設として福江市街地に市民プールを追加しています。続いて③の商業施設には、先ほど説明しましたドラッグストアを各拠点において維持・充実を図る誘導施設として青色も文字で位置付けています。最後に⑤

の子育て支援施設として、福江市街地に親子交流施設を追加しています。これは先ほど説明しました市民プールに、遊具のあるキッズスペースなど子育て世代の親子が気軽に利用できる機能を入れることから、市民プールを追加したことと併せて福江市街地に新たに誘導を図るべき施設として追加したものです。

14頁をご覧ください。こちらはまちづくりの各目標の達成に向けた具体的な誘導施策をまとめたもので、現計画からの変更点として、目標④の8つ目下段に、令和4年度から実施している民間宅地開発等奨励金制度を誘導施策として追加しています。

15頁は立地適正化計画における届出制度になりますが、こちらについては内容の変更はございませんので、今回は説明を割愛させていただきます。

最後に、16頁をご覧ください。こちらは立地適正化計画における目標の設定になります。現計画からの変更点といたしまして、人口に関する目標指標①ですが、これまでには居住誘導区域の人口密度を指標としていましたが、これを、人口割合を指標とすることに改めています。続いて、頁下段の防災・減災対策の指標です。こちらは、防災指針の策定に合わせてあらたに追加した目標指標で、防災講演会の参加者数、安心・安全ホットメール、防災アプリの登録者数、避難所開設・運営訓練を実施している自主防災会の数の3点を新たな目標指標としています。

資料2、2-1の説明は以上となります。続いて資料2-2を御覧ください。パブリックコメントの実施結果ですが、1名から2件の意見が提出されました。資料には各意見に対する市の考え方を記載しておりますが、今回の意見に対して計画変更が必要となる意見はございませんでした。

最後に資料2-3をご覧ください。こちらは、委員の皆様に資料を送付した以降に、計画書の最終確認を庁内で行ったなかで関係課からの意見を踏まえて立地適正化計画に軽微な修正をおこないましたので、その内容を報告させていただくものです。

はじめに、172頁の防災指針に関する記載です。追記した箇所を赤下線で示していますが、津波災害警戒区域の災害情報を「浸水深」と表記しておりましたが、こちらの正確な表記は、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇を加えた「せき上げ高」となっていたことから、浸水深の注釈として「せき上げ高を含んだ基準水位であり、地盤面からの高さ」という説明文を追記したものになります。

裏面をご覧ください。こちらは224頁の修正箇所です。ハザードマップの周知の赤下線部分、「洪水」と「洪水浸水予想図」については、皆様にお配りした資料には「洪水」の部分が「内水」、「洪水浸水予想図」の部分が「洪水浸水想定区域図」となっていました。いずれも関係課からの指摘を受けて誤字を修正したものです。

	<p>以上、説明が大変長くなりましたが、諮問第2号「田原市立地適正化計画について」の説明とさせていただきます。</p>
浅野会長	<p>諮問第2号の田原市立地適正化計画について説明がありましたが、御意見や御質問がございましたらお願ひいたします。</p>
太田委員	<p>資料2－1の13頁に誘導すべき施設というものがありますが、市民センターや小学校は誘導すべき施設になっていて、渥美の方ですと福祉センターも誘導施設と書いてありますが、赤羽根福祉センターは特にそれは考えていないということですかね。もしくは赤羽根福祉センターや市民センターや図書館が今調整区域にありますけども、それを誘導地域にいれた方が都市計画としてはいいのか、渥美の福祉センターと赤羽根の福祉センターの考え方違いはどのようなものなのでしょうか。よろしくお願ひします。</p>
事務局（鳥居）	<p>ありがとうございます。こちらにつきましては、それぞれ都市拠点・市街地拠点・準都市拠点として新たな位置付けをしておりまして、福江市街地につきましては田原市街地から距離が遠いことから各施設必要なもの置こうといったことがあります。その中で、田原市の総合管理計画・個別施設計画では赤羽根の福祉センターについては、将来</p>

	的には設置していかないという計画になっておりますのでよろしくお願ひします。また、市民センター・図書館については、できれば基本的には市街化区域の利便性の高いところにもっていきたいということで示しておりますのでよろしくお願ひします。
太田委員	考え方は分かりました。
浅野会長	その他よろしかったでしょうか。
河合幹委員	田原の誘導施設のなかで大学がありますが、大学というはどういうことなのでしょうか。
事務局（鳥居）	大学といつても具体的な話があるわけではなくて、大学を誘致するのであれば田原市街地の電車があり行き来しやすいところ。できれば人口を増やすため、交流人口を増やし活性化させるために誘導したいといった将来的な希望で、田原市街地に表記をさせていただいています。
河合幹委員	現存はしていないが可能性があるかもしれないからということでこちらに書いてあるのですか。
事務局（鳥居）	赤字については、今市街化区域の中の都市機能誘導区域内にない施設で、誘導を図るべきものになります。分かり

	<p>にくいかもしれません、4頁をご覧いただくと赤色に囲まれたところが都市機能誘導区域になります。3頁の青色に囲まれたところが居住誘導区域で、本市の市街地はコンパクトなのでほぼ全体が区域になっており、先ほどお話のあった急傾斜地などの危険個所だけを除いているのが基本です。都市機能誘導区域につきましては、こちらの赤い区域に誘導していきたいと施設を赤字にして、13頁でこの地域に市民センターや図書館を持っていきたい、スーパーマーケットがないため赤羽根にもってくるべきではないかというものになっておりますので、よろしくお願いします。</p>
<b>浅野会長</b>	大学についてはどこまで意思統一されているものなのですか。
<b>事務局（鳥居）</b>	希望的観測なので大学を誘致するのであれば利便性の高いところということで、今田原市街地に大きな大学を誘導するといった具体的な話はないのですが。
<b>浅野会長</b>	街づくり推進課だけの願望で単独では建てる事はないですよね。市民プールの具体例と比べると唐突なものだと思い、河合委員も聞かれたと思います。そこはどうなのですか。

事務局（鳥居）	<p>大学については希望的観測のなかで、府内で調整をした結果、立地適正化計画の当初計画時から計上させていただいている。</p>
河合利委員	<p>14頁の真ん中、私も関わっておりますが、ぐるりんバスの一便あたりの乗車数ということで、なかなか厳しい数字であります。観光ビューローや商工会が主体となって料金を取れるのが広域的なものではなくて、新しい制度が田原では早いかもしれないが、私もこの会議の議長として長く入っていたけれども、市民の意識が必要なのかを含めて、そろそろあり方を検討していかないといけない。非常に大きなお金もかかるし、かけてもいいということであればいいし、路線関係についてはよく校区長にはアンケートを取るが、なかなか高齢者の方、使わないと困る方までのアンケートが少ないような気がしています。地域の自治会長さんの中では、いる・いらないという話はあるが、年寄りの人たちがバスに乗るのか、公共交通のあり方を高齢者のためのバスなのか、一般の方も含めた公共交通なのかということを含めて、ぐるりんバスというのが、今の時点でやむを得ないところもあるかもしれないが、今もここに載っているが当たり前のぐるりんバスでいいのかなというところは感じます。こうすればいいというものではないが、難しいなと感じます。</p>

事務局（鳥居）	大変長く関わってくださりありがとうございました。今年度公共交通の計画を改定しまして、その中で重点施策を掲げております。赤羽根・渥美地域にはタクシーもございません。タクシーがないところで、例えば夜間に飲み屋がやっているところへ行けない、つぶれてしまうといったところの二次交通、空白地域の交通を検討していくとか、伊良湖支線が一便あたり 15 人を切ると補助金がもらえないで走らせられなくなるというところもありまして、各校区に聞き取りも入っていこうと考えております。もしかくなった時にどういった交通が用意できるのかもこの数年で実施計画を組んで考えていこうと思っておりますのでよろしくお願ひします。
河合利委員	難しい問題だとは思いますが、喫緊の課題として出てくるのではないかと思いますのでお願ひします。
浅野会長	その他よろしかったでしょうか。
太田委員	この資料の 83 頁表の中ですが、これはいつ現在として載せてあるものですか。あかばねこども園は市街化区域にあり、今は調整区域だと思います。
事務局（彦坂）	83 頁に記載しております都市施設の立地状況ですが、こちらは現計画を策定した時点の都市機能の施設の配置

	<p>状況を記載しております。具体的には平成30年度の立地状況が記載しております。こちらはこの頁以外にも各施設の配置状況について83頁より前に載っておりますが、今回の計画改定においてはこの部分の更新は行っておりません。今回行わなかった理由ですが、資料の59頁以降に都市機能の分布ということで施設の分布状況を分析しております、こちらの分析結果を後ほどの頁の居住誘導区域の設定等に生かしております。今回の計画改定は主に総合計画の改定があることと、防災指針を策定するということが主な目的となっておりまして、計画を大幅に見直しするという改定ではなく、あくまでも一部改定ということで進めておりますので、居住誘導区域の元となる施設の分布は更新をしておりません。平成30年4月1日現在ということですので、資料としては古い資料ということになっています。</p>
<b>浅野会長</b>	<p>令和2年3月策定ですので、立地適正化計画は5年に1回見直しをするということで、これが終わったらまた始まるということですか。今後のスケジュールはどうなっているのですか。</p>
<b>事務局（彦坂）</b>	<p>今回の一部改定から概ね5年ごとということを考えております。</p>

浅野会長	これから5年後ですか。それでは今の話とは違うのではないか。今の話では今回は中間改定ではなく防災指針を策定するための部分改定だから30年の時の数値からえていないという話ですよね。だとするならば、初回から5年後の改定をするのではないですか。
事務局（鳥居）	5年を目途に必要があれば改定をしていくところでチェックしていきますので、その5年後に大幅に変更すべきところがあれば見直しをしていきたいと考えています。都市施設があまりにも変わりすぎて区域が変わらうなことが出てくるのであれば。
浅野会長	防災指針の改定と初回から5年経っているので一緒に改定するという話では分かるのですが、そういった話ではなかったので。
事務局（鳥居）	今回も見直すべきだったということですか。
浅野会長	今回の改定の位置付けが、5年の成果を見直すことになると5年間の施策を見てどれくらいの成果が出たのか目標値を並べ、成果が出ているのか出でていないのか、出でないのであれば何が要因かの話をするわけですね。そういうもののプラス防災指針も併せてやりましたという話なのか、あるいは防災指針だけの改定であってその5年間の

	<p>チェックではなかったがあまり変化がないからやりませんでしたのか、そこをはっきりしないといけない。それで今度が 10 年後ですと言われても何故となる。先ほどの太田委員の話ですと、ほかの施設は変わっていないわけですので、だとすると 5 年の中間改定ではなくそのまま 10 年まで飛ばすということですね。</p>
<b>事務局（鳥居）</b>	<p>第 7 部 273 頁に計画の進行管理がありますが、5 年ごとに指標や施策の評価を実施してまいります。その中で、先ほど私が言ったように社会情勢による変化が生じて計画を改定すべきであれば改定していきます。</p>
<b>事務局（鈴木）</b>	<p>基本的な考え方では、ほかの要因があっても計画を 5 年ごとに先生が言つていただいたように、状況の変化をみるべきだと。その中で 5 年ごとの見直しが必要なのかについてはその変化量に応じて考えていくべきだと思います。今回の見直しの大きな要因については冒頭説明があったように、総合計画による人口ビジョンの見直しと、法改正による防災指針を出さないといけないことです。しかし、初めから居住誘導区域や都市機能誘導区域を全く変えないわけではなく、説明の中にもあったように土砂レッドのような箇所については除外をしており、都市施設の分布状況についても、先ほど質問があった表の中では計画策定当初のものになっていますが、計画の後段には現在の配置状況</p>

	<p>も示させていただいております。そういった中から、居住誘導区域については今回土砂レッドを外すという変更のみにとどめて、例えばバス停から何m離れているのか、公共施設からどのエリアをカバーするのかといった細かいものについては当初計画の設定から大きく変わっていないという中で、居住誘導区域については土砂レッドの変更のみにしているということです。そういった意味では一応確認はしつつ今回の改定はしています。概ね次の5年で改めてその変化量を確認したうえで見直しをすると考えています。浅野先生が言っていただいた、後者の考え方であります。</p>
<b>浅野会長</b>	<p>例えば238、240頁のような現況値については厳密な分析はしていないが数字は更新をしていて、目標値の比較ができるようにしているということですね。</p>
<b>事務局（鈴木）</b>	<p>ミクロのレベルでのエリア変更までには至っていないが、概要は把握したうえで居住誘導区域については概ね現状のままという据え置きをしております。</p>
<b>浅野会長</b>	<p>その中で、154頁は令和5年4月1日現在という数字で示していますが、そういった考え方ですね。</p>
<b>事務局（鳥居）</b>	<p>先ほど鈴木が言ったように、全てやっていないわけでは</p>

	<p>なくて、154頁に今の状況を把握しながら進めています。例えば、福江市街地のドラッグストアが1店舗だったものが5店舗に増えていると、そういう街の都市機能の動きを把握したうえで進めてはおります。区域変更まではしておりませんが、現況確認をしながら計画改定をしていきます。</p> <p>先ほど言われた83頁については、59頁から平成30年4月1日現在と表記しておりますが、83頁にも表記を加えて整理させていただければと思います。ありがとうございます。</p>
浅野会長	そのほかいかがでしょうか。御意見ございませんでしたら、田原市立地適正化計画についての原案のまま承認ということで御異議ございませんか。
全委員	<異議なし>
浅野会長	以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。最後に、3. その他について、事務局、何かござりますでしょうか。
事務局（彦坂）	本日審議会としては、以上の内容ですが、一旦審議会は閉じさせていただき、このあと協議会を開催させていただきます。

浅野会長

了解しました。

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回田原市  
都市計画審議会を閉会いたします。

**(都市計画審議会 閉会)**

(閉会時刻 15:55)